

奈良県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	今西 健一	宇陀市室生向渕三四六一
〃	曾良 幸雄	〃
〃	飯降 総治	〃
〃	福西 正司	〃
〃	雨森 新治	〃
〃	中村 茂	〃
〃	阪本 篤男	大阪府東大阪市日下町四丁目二一〇―一九〇六
〃	石上 利徳	宇陀市室生向渕四〇四七
〃	廣嶋 勝彦	〃
〃	福井 亮典	大和高田市春日町二丁目一―二五―六号
〃	小廣 重男	宇陀市室生向渕四〇六五
〃	西山 悦司	〃
〃	飯降 信義	〃
〃	吉田 公	〃
〃	新谷 新之助	〃
〃	出口 和子	〃
〃	角谷 信昭	〃
〃	西山 悦司	〃
〃	福井 紀夫	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	雨森 新治	宇陀市室生向渕三四〇七
〃	大門 正司	〃
〃	曾良 幸雄	〃
〃	飯降 信義	〃
〃	吉田 公	〃
〃	新谷 新之助	〃
〃	出口 和子	〃
〃	角谷 信昭	〃
〃	西山 悦司	〃
〃	福井 紀夫	〃

〃 監事

小廣 今西
重男 健一

〃 〃

〃 〃

四〇六五 三四六一